

大内氏の対京都政策

——在京雑掌(僧)を中心として——

はじめに

室町期の政治史を考える上で、地方権力としての在国守護職家や国衆の台頭、後の戦国大名の出現は看過することのできない問題であると考えられる。当該期の守護は原則として平時は在京していたが、戦国大名と称される地域権力者は在京する義務を負わず、在国することが一般的であった。又、戦国大名は自らの分国内に対しては最高封主として、それに対する朝廷や幕府等の実質的な介入を否定した。当時のこの様な日本の状態は、外国人の目からも客観的な観察が行われていた。例えば、朝鮮の成宗二年(日本・文明三(一四七一年))に王命に依って『海東諸国紀』を著わした議政府領議政の申叔舟は、同書の巻首で日本に関する地図六葉を載せているが、その内の「日本本國之圖」⁽¹⁾を見てみると「日本國都」・「山城州」とした大きな円の中に「天皇宮」と「國王殿」(足利將軍家)とを並列的に記しており、足利將軍家の有様や性格が天皇家に限り無く近づいていたという当時の日本の現状を如実に物語っているとも言える。⁽²⁾最

小林 健彦

早現実的には、当時の日本が小規模な領邦君主国(Principality)の分立状態となっていたのである。しかし、彼ら大名側はそれら上位の伝統的權威の存在自体は承認し、逆に分国内の支配に於てそれを利用しようとも図り、それらとの回線の維持に努めた。そこで多くの地域権力に於ては京都に常駐の事務員(領国の公儀化という意味でそれに準ずるものを設置して交渉等を行わせた。それが所謂、在京は「官」)、又は雑掌・京都雑掌と称されるものなのである。

特に全国政權としての室町幕府の解体・その山城国を中心とした地域政權化が進行した応仁・文明期以降に於ても、各地で台頭した地方政權が旧体制的な名分の獲得・文芸の交流・地域紛争の調停等に対して、依然として京都に存在していた上位権力の權威に依存しようとしていたにも拘わらず、実際に京都に於て活動していた彼ら駐在員(官)の実態は殆ど明らかにはされてはいない。⁽³⁾彼らの行動は当該期に於ける地方政權の対京都政策そのものであり、分国の「公儀化」に迫られていた各大名にとって、中央の縮小した伝統的權威への対処の仕方がその成否を決定する一つの因子として重要であっ

た。

以上の様な点に鑑み、本稿では具体的な事例として周防国の大名大内氏の場合を取り上げ、今回は雑掌僧を中心として諸僧の活動について検証を試みることにする。猶、大内氏の場合、在俗の雑掌も多数存在するが、そちらの方は又、改めて論述してみようと思う。

大内氏の場合

大内氏の場合、雑掌僧としては数多くの事例が確認できるが、ここでは大内氏の雑掌僧の中では夫々前期・後期(後掲)の「大内氏関係雑掌略年表」を参照)に活躍した二つの事例を中心として見てみることにする。

(1) 松雪軒(庵)

松雪軒については、具体的にその所属を示す様な史料は管見の限り見当たらない。しかし『蔭涼軒日録』等に依り、京都五山の一つ臨濟宗相国寺に關係のあるものか、或は相国寺内の寮舎であった可能性が高いものと考えられる。松雪軒の初見は寛正五(一四六四)年正月十四日で、終見が文明一八(一四八六)年九月五日であって、史料上の活動期間は二十二年程である。しかしこれに關しては後で検討することとする。今の所、大内氏の雑掌僧としては早い時期に活動をしてきたものと考えられる。この松雪軒には大別して二つの職掌が存在していた様である。先ず第一には日明貿易(勘合船貿易)に關するものが指摘できる。全史料中で松雪軒の具体的な人名が確認できるのは、『應仁二年戊子入明記』(8)に見える左の史料である。

景泰五年勘合百枚内天龍寺船之
成化四年戊子入明記(8)

一號船
一枚 豊前國門司和泉丸爲

公方様御船渡唐也

正使清啓天與和尚

從僧 同宿 聽叫 僕 已上十壹員

居座妙増

同宿 僕 以上八員

居座紹本

同宿 僕 以上八員

松雪軒
土官全泉

同宿 僕 已上八員

高石兵庫助
土官重幸

殿原中間 已上八員

土官
目聽周能

同宿中間 已上三人

(以下省略)

松雪軒に關する史料の中にあつてその実名が記されているのは、ここで登場する「全泉」のみである。当該史料は、室町將軍足利義政に依る二度目の勘合船派遣に關して、その勘合符の配当・勘合船・勘合船経営者・勘合船乗組員等を記したものである。冒頭に於ける「景泰五年勘合百枚」とは、義政初度の派遣であつた前回の宝徳三(一四五二)年の勘合船の内、天竜寺船が新たに明国より發給された「景泰勘合百道」を持ち帰つたもので、今回はその中の第一枚目を公方船に用いた。明年号景泰五年は日本年号の享徳三(一四五四)年に当たる。今回の派遣は応仁二(一四六八)年の春に五島列島の奈留浦を出港し、文明元(一四六九)年八月に堺に帰着するといふ一年余に渡る行程であり、帰路大内氏に新たに明国より發給された成化勘合を「奪取」られる等『蔭涼軒日録』長享元(一四八七)年十月二十九日条、正に応仁の乱の直中に於ける「渡唐」であつた。又、

この時の二号船は細川右京大夫勝元の経営、三号船は大内新介政弘の経営であったが、当時大内氏の雑掌であった松雪軒が何故大内船ではなく、公方船の土官⁽¹⁰⁾となったのかは明らかではない。しかしその任命権は遣明船経営者（この場合は足利義政）にあったから、或は勘合船貿易に於ても漸く台頭して来た大内氏側の圧力に依るものであったかもしれない。ここで「正使清啓」とあるのは信濃国より上洛し、建仁寺禅居庵に住した天与和尚のことであるが、『中世日支通交貿易史の研究』に於て小葉田淳氏は、右記の史料に關して「松雪軒土官^(果)とあるは蔭涼軒日録に大内雑掌松雪軒とあり、京都に在つて這回の遣明船につき彼此奔走せしその人なるべく、又高石兵庫助或は土官重幸とあるは、大内氏の一族にて應永十四年の文書には高石兵庫助とあり、その族系に當り文明十年以下の文書に高石重幸と署する人に相違なからうと思ふ」として、公方船に於ても大内氏の影響力が及んでいた事実を示唆されている。又同氏は、前述した大内氏に依る成化勘合の略奪に關しても「明より給せられた成化の勘合は後に大内氏のため奪はれたものゝ如く傳へてゐるが、（中略）それは恐らく幕府船に於ても大内氏の勢力が事實上優勢であつて、之を幕府に納付するに至らなかつたものであらう」と述べられて、先に示した『蔭涼軒日録』長享元（一四八七）年十月二十九日条にある「自大内方奪取此勘合」の解釈について、実力で成化勘合を略奪したというよりは、寧ろ最初から幕府側へは渡さなかつたとされている。何れにせよ以上の様な状況の中にあつて、大内氏がその雑掌であつた松雪軒を自らの船ではなく、公方船の土官として乗船させた理由が日明貿易の支配と独占にあつたことは明白である。

う。

結局『戊子入明記』の応仁二（四六八）年正月二十日付「一號船寺丸乗船人數注文」に依れば、一號船公方船を「寺丸」に変更し松雪軒より八人、高石兵庫助方より十人（前掲史料では八人）の人員を出して入明している。そして明にあつても、明の憲宗より日本への「回禮船」（答礼船）の派遣に關して「出船以後日本及大亂趣」を「以評議具禮部江奏之」するのであるが、その成化肆年（日本・応仁二（一四六八）年）十一月十日付の「連判狀」に一號船の土官として松雪軒の全果が署判をしているのである。

今回の「渡唐」に關しての事前の行動については、『臥雲日件錄拔尤』寛正五（一四六四）年五月四日条に「松雪來問、（中略）又及渡唐之事、松雪日、今月中、正使・居座、可赴筑紫也、予問彼方年号、景泰三年、支干、松雪日、己卯歲也、于今己六年、然今壬年号、日天順云々」とあつて、松雪軒が正使・居座の九州への発向を促し、相国寺の瑞溪周鳳の問いに對して明国の年号や干支について報じており、『蔭涼軒日録』寛正五年五月二十九日条では「大内雑掌松雪軒。依渡唐船之事。以小齋會招之。仍談論刻移也」として、蔭涼軒主であつた季瓊^{（季瓊）}真藥が大内雑掌松雪軒と遣明船のことについて協議をしている。これは恐らく同記前日条に於て、大内氏が今回の正使・居座の六月中に於ける九州到着を幕府に要請したとあるので、そのことについての談合であらう。又、『親元日記』⁽¹⁵⁾寛正六（一四六五）年二月六日条には「京極殿御使赤田渡唐御馬已前引進之處、依為小長被返下畢、仍一疋^(引進之貴殿御一見、即大内雑掌松雪庵ニ可被引見之由御返事候)とあり、「日本國王 巨源 義政」（室町將軍）

より「大明皇帝陛下」(憲宗)への進貢物の一つである馬について、四職家の一つである京極氏よりも一疋を献納するのであるが、その馬を貴殿伊勢伊勢守貞親が一見した後に大内雜掌の松雪庵(軒)へも一見させる様京極氏方へ申し入れている。これは以前に京極氏が差し出した馬に不都合があった為とあり、今回は念の為に土官である松雪軒にも不備がないか確認してもらったのであろう。そして『隆原軒日録』寛正六年三月十五日条には「遣唐之書可_レ清書之由。伊勢守被_レ報_レ之。勘合又_レ團_一本筆可_レ書否事問_レ之。可_レ尋_三于松雪_二之由被_レ申_レ之。仍可_レ任_三彼左右_二也」とあって、政所執事伊勢伊勢守

松雪軒取次書状等一覽

号	親元日記の年月日	書状の年月日	発給者	受給者	内 容
(1)	寛正6・4・25	11・16	伊勢貞親	安芸殿島掃部助方	將軍足利義政より御書・御剣を下される
(2)	寛正6・5・15	5・8	伊勢貞親	大内左京大夫(教弘)	將軍足利義政へ御太刀・五千疋を進上。大内教弘へ御剣・御馬を遣わす
(3)	寛正6・5・15	今日	伊勢貞親	大井刑部少輔	伊勢貞親へ馬一疋を進上。信州船山郷のことに關しては早々に入部を遂げても良い。巨細は松雪に申し出るのが良いであろう
(4)	寛正6・6・5	10・2・3	伊勢貞親	大内次郎(武治)	將軍足利義政へ御官途のことに關して鶴眼三千疋を進上
(5)	寛正6・6・5	6・5	伊勢貞親	大内左京大夫入道(教弘)	大内氏の分国内の通路困難に付き、宗刑部少輔成職方の御礼が遅れる
(6)	寛正6・6・5	同日	伊勢貞親	大井刑部少輔	伊勢貞親へ馬一疋を進上。大井方へ太刀一腰・小袖一重を進呈。船山郷のことに關しては、近日入部を遂げた
(7)	寛正6・6・15	6・14	伊勢貞親	大内 方	大内方へ高麗皮一枚を進上。來春の御參宮備御用を仰せ付けられる
(8)	寛正6・7・5	7・5か	伊勢貞親	小早河竹原 (中務少輔弘景)	小早川氏の太刀・千疋進上並びに上洛に關しての御返事
(9)	寛正6・7・25	今日	伊勢貞親	大内左京大夫入道(教弘)	大嘗会の段錢に關して、九州の面々に急いで進上する様御下知がある
(10)	寛正6・7・25	同日	伊勢貞親	大内左京大夫入道(教弘)	伊勢貞親親子息誕生に対する祝儀三千疋拝領の御礼
(11)	寛正6・7・28	今日	伊勢貞親	大内左京大夫入道(教弘)	大内教弘不例の為、板坂という医師が下向したので御養生に努めて欲しい

貞親が日本国王より明国皇帝へ宛てた遣明書(表文)の清書すべきを報じ、次いで別幅への記入については松雪軒に尋ね、その指図に従う旨を記している。

次に、松雪軒の職掌の第二点として指摘できるのが京都より大内氏等に対する書状等の文書の取り次ぎである。『親元日記』の中では、政所執事伊勢貞宗の被官で筆者の政所代庵川新右衛門尉親元が、松雪軒を通して当時政所執事だった貞親の書状等を発給していることが知られ、更にその案文を収録している。次の表はそうした書状発給の一覽である。

右の表を見てみると、残存している史料に於て松雪軒が関与したのは寛正六(一四六五)年四月〜同七月の僅か三カ月の間である。大半は大内氏の一族に対して発給されたものであるが、発給される文書と松雪軒との関わり方をみると、史料上の文言として、史料(1)が「御状以松雪軒奉之整之渡早」、(2)・(3)が「此両通松雪ニ渡早」、(4)・(6)が「御状事彼是三通以松雪軒奉之整案候」、(7)が「以松雪奉之」、(8)が「御返事整之以松雪奉之早」、(9)・(10)が「御状松雪奉之」、そして史料(1)が「御状松雪奉之」という具合である。史料(2)・(3)・(7)・(1)の様に、単なる文書の伝進役で終わることもあるが、(1)・(4)・(6)の様に、文書の作成段階にも携わることがあった様である。又、大内氏以外に対して発給されたものとして史料(3)・(6)は興味深い。これらは信濃国の大井氏に対して出されている書状であるが、前年の寛正五(一四六四)年には大井氏と諏訪信満とが甲斐國へ侵攻し、この年も諏訪氏と甲斐國との間で紛争があり同氏方が御行原での戦闘に於て勝利を収めていた。⁽¹⁹⁾ こうした状況の中、この両通は大井刑部少輔に依る船山郷入部(20)のことが主な内容となっている。更に史料(1)は安芸國簸島の掃部助方へ、そして史料(8)も安芸國小早川氏の有力庶家である竹原小早川氏の中務少輔弘景へ宛てられており、小早川氏の上洛等のことについて申し送っている。因みに、又四郎弘景は応仁元(一四六七)年に大内新介政弘の一手として上洛をしている。⁽²¹⁾ 松雪軒が取り次いだ文書の大部分は大内氏に対してのものであるが、以上の様にそれ以外に対して発給されたものも少数ではあるが取り次いでいる。松雪軒は史料上「大内雑掌」として記されているのも、幕府の政所執事の発給する書状等の文書の伝進役、又は起草

役としても存在していた様であり、幕府内部―政所・伊勢氏―に深く入り込んでいたことが窺われる。しかしそれがこの三カ月間に限られていたことなのか、或は文書の伝達に於て松雪軒が幕府や大内氏との間でどの様な関係を保持していたのかは、残存の史料より類推することが困難な状態にある。

更に以上の第二点目の職掌とも関連するが、松雪軒の第三点の役割としては使者の役目があったものと考えられる。『親元日記』寛正六(一四六五)年五月十五日条では、伊勢貞親が大井刑部少輔に宛てて出した書状(前掲表の史料(3))に於て「船山事、早々可被逐入部候、巨細松雪正可被申候」と言っており、大井氏に依る信州船山郷入部等のことに関しては松雪軒に申し出る様、政所執事の貞親が指示を与えている。つまり、大井氏と幕府とは松雪軒を介してのみアクセスできるのであり、書面に取り次ぎ役としての松雪軒の名が記されているのは、その立場がこの場合特に重要であったのか、或は船山郷を巡る在地の利害関係を考慮し、幕府が中立的な立場に立っていないければならない理由が存在していたのである。何れにせよ、政所代である蜷川親元等の幕府の吏僚が直接的に関与できない何らかの理由が存していたものと考えられる。更にこの後、同記同年七月二日条では「以松雪自貴殿奉之就信州松山郷事、大井被官阿江木越後入道、以物詣便宜、令上洛申問、事次大井以書狀申、甲斐國事巨細別ニ注置之」として、殊更に当該船山郷のことに関しては冒頭にあるが如く、松雪軒が貞親の意を受けて処置するとしている。そして大井氏がその被官である阿江木越後入道を寺社参詣の序でと称して(或は内外をその様に偽り)上洛させ、事の次第を記した大井氏

の書状を親元方へ差し出させているのである。つまり、大井氏側には幕府との交渉の存在を特に在地に対して秘匿しておかなければならない理由があつて、その為に幕府側がその仲介役として松雪軒を選任したということであらうと思われる。そのことは又、辻善之助氏に依る「室町時代には、禪僧は文筆を以て、(中略)幕府大小の機務に参じ、内治外交の顧問となつた。(中略)その文才と辯舌とを以て諸國に使し、大名と大名或は將軍と大名との間の交渉に任じ、重要な任務を果したのも少くない」という言葉に総括されている当時の僧侶、取り分け禪僧一般の動きと相違することはなかつたのである。

以上の様な松雪軒に依る取り次ぎ役、特に文書の伝進に於ては前掲の表にあるが如く、その全てが京都(幕府関係者)より各氏に宛てて発給されたものばかりであり、各氏より京都へと宛てられたものは見られない。前掲表の中でも一番多く幕府から文書を受給している大内氏の場合、やはりその雑掌に任じられていた相国寺大智院競秀軒の東周興文が、大内氏より京都(朝廷・幕府関係者)へ宛てられた文書を伝進しているのとは対照的である。これは松雪軒が、最初から幕府側より発給される文書のみを伝達する役割しか付与されていなかったからか、或は大内氏等より京都へ宛てられた文書の松雪軒に依る伝進が記録されなかつたのか、又はそれが残存していないかであろうと考えられる。『親元日記』は文明一八(一四八六)年頃迄筆録されているが、松雪軒が登場するのは寛正六(一四六五)年二月〜七月の間だけである。又、松雪軒自身についても史料上文明一八年迄登場するが、文書の伝進役として現われるのはこの寛正六年

の前半期のみである。従つて以上述べてきた松雪軒に依る文書の伝進役は、何らかの理由に依つて期間を限定し、且つ幕府側より発給される文書のみを伝達するという、極限られたものであつたと言ふことができる。しかし、大内氏の次世代の在京雜掌僧である東周興文の登場は文明一(一四七九)年を待たねばならず、更に当該期に於ては大内氏の在俗の在京雜掌の所見も少なく、大内氏と京都との間の文書の伝進担当者を巡つては、猶不明な点も多い。⁽²³⁾

この他、松雪軒の活動を示す記事には以下の様なものがある。先ず『蔭涼軒日録』の寛正五(一四六四)年七月二十八日条に「主君鎌倉五山。公文被_レ申。雖然上杉方副狀無_レ之。古來必有_レ之由。伊勢守申_レ之。仍闕_レ之。即今上杉以_レ狀遣_レ于關東使節之西堂大德寺也。以_レ之與_レ伊勢守_レ評_レ之披_レ露_レ之。但上杉之狀日。先以_レ建長圓覺兩寺_レ可_レ被_レ成_レ御判_レ之由有_レ之。仍伺_レ兩寺。可_レ書上_レ之由有_レ之。板倉大和入道押領。寺社之記録。彼使節大德寺持來告_レ予。時大内代官松雪僧引_レ之。與_レ伊勢守_レ評_レ之。令_レ之見_レ致_レ披_レ露_レ。可_レ懸_レ于御目_レ之由有_レ之。仍奉_レ懸_レ于御目_レ也」とある。つまり、足利義政の弟である「主君」(堀越公方足利政知)が鎌倉五山の住持の公文を申請して来たところ、慣例に背いて關東管領上杉氏(この当時の管領は房頭)の副狀が無かつた為に、政所執事である伊勢貞親が蔭涼源の季瓊真薬に保留させてしまった。そこで上杉氏は「先ず建長・円覚兩寺の住持任命の公文に室町將軍の直判を頂きたい」という副狀を關東使節の大德寺西堂に遣わして上落させ、更に板倉大和入道が押領していた寺社の記録と合わせて季瓊真薬の所へ大德寺の西堂が持参するのであるが、その際に大内氏の代官であつた松雪軒の僧侶が

大徳寺の西堂を案内して来たというのである。一見した様に、この記事の内容は大内氏とは何等関係の無い関東の寺院を巡るものであるが、何故季瓊は話題の上では無関係である松雪のことを殊更「大内代官」と記す必要があったのであろうか。それは、外見上松雪軒が宗教家としての活動を第一義とし、片手間に大内氏の代弁もするというのであれば、季瓊が大内氏とは何等関係の無い関東の記事を日録に記すに当たり、松雪軒のことを「大内代官」と筆録する必要は無いのではないか、ということである。つまり季瓊真蘂の念頭には松雪軒が大内氏の在京代官であり、且つその比重が大きく、宗教家としての松雪軒の活動を圧倒しているという概念が存在していたのではないであろうか。又そのことは、大内雑掌としての松雪軒の有り様の反映でもあったのである。ここで、どうして大内代官である松雪が大徳寺の西堂を季瓊の許へ案内したのかは分からないが、先に述べた松雪軒の職掌との関連で松雪軒が当該鎌倉五山の住持の公文を巡る件に関して、或はこれ(七月二十八日)以前からも関与していた可能性もあり(具体的な「蔭涼軒日録」の記事で松雪軒の出て来る条文は無いが)、季瓊真蘂・伊勢貞親と足利政知・上杉房顕との間に立って仲介の労をとり、両者の取り次ぎ・使者の役目を果たしていたのかもしれない。

更に松雪軒の本来の姿、つまり宗教家としての活動を示すものを数例ばかり最後に挙げておくことにする。先ず『臥雲日件録抜尤』寛正五(一四六四)年正月十四日条(松雪軒の初見)に「午后、松雪來(分秀)話次及岐陽碧岩抄、松雪日、碧岩後序所謂迎仏會日、見于(松雪)陸谷録、盖迎仏於禁中之會也、岐陽以爲仏誕生日非也」とあり、松雪軒が朱

子学者として名高い岐陽方秀(26)の著した『碧岩不二抄』(十卷)に関して、相国寺北禅軒の瑞溪周鳳に意見を述べている。同じく同記の寛正五年五月四日条に於ても松雪は人天眼目の著語について語り、周鳳と問答を行っている。

以上見て来た様に、松雪軒には日明貿易(勘合船貿易)に於て大内氏の雑掌として諸役をこなす自らも遣明船の土官として入明したり、又文書等の取り次ぎ役や使者としての役割を見出すことができた。しかし、それらのことが大内氏の雑掌としての職掌として、最初から付与されていたものなのか否かについては、猶歴然としない。但、松雪軒の以上列挙した役割が、当時相当な水準にあったと思われるその文筆の才能を買われて担わされたことだけは容易に想像することができる。それと共に、松雪軒の禅宗の僧侶としての人脈や組織といった縦・横のつながりも又、重要な要素であったのではないであろうか。更に以上見て来た松雪軒なるものが、応仁二(一四六八)年に出港した遣明一号船の土官「全果」一人だけの活動であったのか否かも疑問として残る。そしてもう一つの問題点として、冒頭でも挙げたその活動期間を巡る問題がある。松雪軒全果は応仁二年に入明し彼の地に於て「連判状」なるものに署判していることは本文中で述べた通りであるが、その後の足取りについては不明である。或は入明したまま帰国しなかった可能性もある。冒頭に於て彼の終見として呈示した文明一八(一四八六)年九月五日という日は、『蕉軒日録』の同日条にある左の記事を以ってしたものである。それには「子西至、手張楫坂田薬而還、手空谷・果松雪(28)以卷一叁至」とあり、当時和泉国の海会寺で闘病生活を送っていた季弘大叔の許

に金子西(宗悦書記)が祖庭景隆・松雪軒全泉等に依る問答を届けたというものである。これは一応松雪軒の所見としては呈示したものの、その具体的な活動を示すものではない。

仍って、松雪軒の日本に於ける(大内雜掌としての)活動自体は応仁二年の入明を以って終了したものと考えて良いと思われるのである。ということであれば、松雪軒の活動期間は今判明しているところでは約五年間程となる。しかし、彼の初見として示した寛正五(一四六四)年五月四日以前からも当然活動はしていた訳であるが、その時期にも大内氏の雜掌をも務めていたのか否かについては類推の域を出ることができない。

(2) 正法寺(院)

正法寺と称する寺院は、京都或はその周辺部に於ても数カ寺が存在し、⁽²⁹⁾取り分け天龍寺や東福寺等の五山禪林の中にも正法菴と称する塔頭⁽³⁰⁾は見えるが、ここで言う「大内雜掌」としての正法寺は周防国にあったものでありと推定される。その初見は天文九(一五四〇)年四月八日で、終見は天文一六(一五四七)年二月五日に見えるものであると思われる。史料上の活動期間は約七年程であるが、これについても猶、検討を要する課題が存在している。ともかくも大内氏の雜掌としては晩期に登場した僧侶である。抑、現在に於ても正法寺と称する寺院は旧周防国内に数ヶ寺が存在しているが、ここで言う正法寺を特定することは困難である。しかし後述する様に、正法寺は勘合船貿易にも関与すること等から禪宗、取り分け臨濟宗關係であった可能性が高いものと考えられ、それに該当する寺院は次に示した正法寺であるが、これも旧周防国内に現存している前掲

の正法寺の中の一つであるのか否かも不詳である。「防州正法寺沙門智碩傳」・「高山基山賢仙禪師法嗣」に依ると、正法寺とは大覚派基山賢仙の門下である大円智碩が晩年に自ら第一世となり開いた寺院であり、その同じ年に智碩は寺内で没している。元々大円智碩は周防国の出身であるが姓氏は明らかではなく、初め京都へ出て建仁寺や東福寺等の寺院の高職を務めたが後に帰国して師席を継ぎ、高山を開いている。そして応永七(一四〇〇)年に豊後太守大友氏(氏續か)に依って万寿寺へ招聘されたが、これを峻拒し後になって正法寺を開いたということである。

この様な経緯の正法寺であるが、その大内雜掌としての活動には三類型がある。先ず一つ目としては京都に於ける政治的な交渉を指摘することができる。具体的には豊前国の羅漢寺住持職を巡る問題がそれである。これは幕府内談衆の大館尚氏(常興)が記した『大館常興日記』の中に見えるものであるが、その天文九(一五四〇)年三月九日条ではこの相論の経緯について「撰州來臨、大内太宰大貳申豊前國羅漢寺住持事、去々年掠申、御下知給候僧ハ大内無許容候、然共御下知被成たる事候間、被成返候て當住^{大内}として相定候ハ、可畏存候、分國之事にて大内進退之寺之儀也、仍其段以松田丹後守申状在之、又以勢州内儀ハ大内被申之、然間各御談合候由承之間、其様体兩僧相論之趣、古庵方被訪、意見候て可被仰出事可然哉之由申之也、撰州も其心へ也、仍手日記在之間、此方にて加稱名也」と記している。即ち大内義隆が幕府に訴えて来たことというのは、一昨年に幕府が羅漢寺の住持として安堵した僧侶(禪正)は大内氏の承認の無い人物ではあるが、幕府の下知であったので無視すること

もできず、又分国内のこともあり羅漢寺住持等の補任は大内氏の管掌とするところなので、大内氏の認めた当任(龍礎)をしてもう一度安堵し直してもらいたいという内容のものであり、その旨奉行入松田晴秀(秀俊)の申状もあり、更に政所執事の伊勢貞孝へも内々申し入れてあるということなのである。この後同記同年三月二十三日条ではこの相論に関して両方の三問答(対決)が揃い、これ以降は奉行の意見たるべき旨將軍足利義晴が言い付けたとあり、この事は「大内存知事」であるとも記している。

更に同四月八日条(正法寺の初見)になると、この日が式日ではないにも拘わらず、この件に関して内談衆等の幕府の担当者(が)が参会して申し談じている。⁽³⁶⁾ それと言うのも「大内太宰大貳申羅漢寺住持職事、今日雖非式日候、各参會候て被申談、一途候ハ、可為御祝着候」という旨の近衛氏方(植家)の使者(近衛家家臣の進藤筑後守)があったからであり、式日でもないのに参会を要請しそれには「急事候間」と称する理由付けが行われているのに見られる様に、大内氏側の可成強力な働き掛けが朝幕関係者にあつたものと思われる。又、近衛氏は同使者を日行事の細川高久にも送り同様のことを要請している。そしてそれを受ける形で「豆州・撰州・佐同道にて来入、常興座敷にて申合之也、仍大内方より雜掌僧正法寺被上進之候て、正法院、松丹へ以申状委曲言上、然間只今松丹披露之、仍無別儀存候旨各申之、然間そと被入 御耳て可然由各申之、今日ハ早及晩、明日 若公様御徳日也、明後日日行事ニ佐相副申、兩人可有披露分也、佐ハ近衛殿より別而仰につきて、如此相そひ申候て可申入分也」とある様に、当時大館常興と共に幕府の内談衆であつた細川伊豆守高久・撰津撰

(中略)(37) 津守元造朝臣、そして常興の子息でやはり内談衆の左衛門佐晴光の三人が常興邸にてこの相論の早期解決について相談し、その上大内氏側より雜掌僧の正法寺が上洛して来て色々と工作を行っているのである。正法寺はこの件に関して奉行入松田晴秀へ委細を記した申状を送り、大内氏の立場や意向を伝達したものと考えられ、その申状は晴秀に依つて内談衆に披露されているのである。そして明後日には日行事と大館晴光とが披露するところがあるが、晴光は特に近衛氏方より要請を受けたとあり、大内氏、或は正法寺の近衛氏等に対する働き掛けが可成強力に行われていたことが類推される。又「大館常興日記」に於て「別記」と称される『披露事記録 天文八年』の天文九(一五四〇)年四月八日条でも、やはり「大館常興日記」の同日条と同様に大内雜掌正法院の申状の旨を松田晴秀が披露し、明後日に日行事と晴光とが將軍義晴へこの件について伺い申すと記している。続いて「大館常興日記」同四月十一日条では「大内被申候羅漢寺十方王院住持相論事、御談合、仍豆州・撰州来入、於佐方参會申也、大内書狀并雜掌僧正法寺申状并證文等左改名申所理運也、如此の通先度御下知掠給たる住持かたへ一端可被仰聞哉、然者正法寺申状披露させらるへき歟由各申之」として、この相論に関して大内義隆やその雜掌僧としての正法寺の申し分、或は証文等に依る限りその主張は道理に適つたものであり、その旨禪正方向へ説明した上、正法寺の申状を披露するという談合の結果に至り、同四月十四日条で「日行事在より各へ折紙あり、羅漢寺十方住持儀につきて、正法寺大内雜掌書狀一禪正方向へ被披露之處、至于今御返事不申曲事也、(中略)重而従日行事折紙あり、(中略)豆州御事書にハ龍礎方也、(中略)方へ可被

成御下知哉由也、摂州も凡同心云々」とある如く、正法寺の書状が弾正方(近江国の守護六角定頼か)へ披露され、細川高久・摂津元造等の合議に依つて大内氏の主張を認める方針が示された。

翌五月八日条になると、將軍家が「各何となり共申談候へ」と述べ、又大内義隆より日行事の細川高久への折紙もあり、結局右筆方の意見状の作成となり、大館常興等の内談衆も同意した。翌九日付で右筆方意見状が徴されている。

大内(大)宰(大)式(雜)掌(正)法(寺)与(禪)正(僧)豊(前)國(羅)漢(寺)住(持)職(門)派(相)論(事)

両方二問二答之趣披見之處、雖(枝)葉(多)、宗(門)之(儀)也、即(建)仁(寺)開(山)雖(為)山(僧)、改(衣)鉢(入)禪(室)敷、況(龍)礎(首)座(對)建(仁)常(庵)和(尙)取(名)之(上)者、非(他)門(之)段、令(落)居(者)哉、惣(別)於(諸)宗(改)門(派)事(在)之、兼(又)證(文)紛(失)之(儀)故(大)内(義)興(卿)大(永)七(年)十(月)廿(八)日(判)形(之)文(章)詳(也)、仍(禪)正(出)帶(之)御(判)已(下)文(書)無(手)繼(所)見(之)間、令(相)當(右)文(言)訖、然(何)為(禪)正(離)山(身)以(一)方(問)掠(給)奉(書)之(段)、理(不)尽(之)沙汰(太)不(可)然、所(詮)、任(大)内(都)督(被)證(申)之(旨)、至(當)住(龍)礎(可)有(御)成(敗)乎、宜(為)上(意)矣、

天文九年五月九日

散位 光任(治部)
掃部助 光俊(中務)
左衛門尉 秀以(松田)
右衛門尉 晴長(廣助)
左衛門尉 盛就(飯尾)
大和守 堯連(飯尾)
散位 貞廣(飯尾)

豊前守 頼康(松本)
下野守 元通(布施)
前河内守 貞兼(治部)
前信濃守 長俊(藤原)

この様に羅漢寺住持職の門派を巡る相論は、当住である龍礎が京都五山の臨濟宗建仁寺千光派の常庵龍崇に對して一字を受けたが、門派を改めることはどの宗派に於ても行われていることであり、又証文の紛失に關しても禪正方の所持していた御判以下の文書には手繼の所見が無く前回の幕府が下した処置は妥当さを欠き、結局大内氏側の主張を全面的に認めて当住である龍礎をして羅漢寺住持職を安堵すべき旨、十一人の右筆衆が議決をしている。この後、当該意見状を以つて奉行人が將軍に裁可の申請、つまり伺事を行い幕府としての最終的な決定(判決)が下され、この意見状に沿った形での処置が行われたものであろうと考えられる。以上略述した様に、正法寺は大内氏の雜掌、代理人としてこの羅漢寺を巡る相論に臨んでおり、大内氏の意向を帶して上洛し禪正方と対決した。而も「雖枝葉多、宗門之儀也」とあるが如く、宗教關係の係争は在俗の雜掌や被官では中々分かりにくいこともあり、そこで雜掌僧として正法寺が派遣されたものと思われるが、左京大夫義隆に至り最盛期にあった大内氏の影響力を背景としながら、正法寺は水面下での様々な折衝を行い、大内氏側に有利な状況を作り上げて行ったのであろう。

次に、正法寺に依る二つ目の活動としては使者の役割があったものと考えられる。先ず、権大納言山科言繼の筆になる「言繼卿記」(也)天文一三(一五四四)年二月二十五日条には「大内雜掌正法寺食籠と

くり送了、祝着々々、次いで翌二十六日条には「正法寺所へ使者遣了」とあり、正法寺と山科家との関係が存在していたということが分かるが、取り分け「大内雜掌正法寺」と記していることから、正法寺を大内氏の意を帯した人物として把握していたことが推察される。そして『鹿苑日録』(以下全て梅叔法霖の日記『日用三昧』に該当する部分である)天文一二(一五四三)年二月二十七日条では「周防之正法院持二百錢來。入麵・吸物侷酒矣」、翌二十八日条では「自大館左有使。出雲宇賀庄代官望云々。昨日正法寺申合分返答也。摺持院殿立正法寺申合之狀遣之。有返事」とあって、大館左衛門佐晴光方より出雲国能義郡内にある宇賀荘(現在の安来市付近)の代官職に補任されたいとの要請があり、二十七日にはその件に関して相国寺鹿苑院主梅叔法霖と正法院との会談があったものと思われ、二十八日になるとその結果について晴光方と臨濟宗相国寺派の總持院へ報告を行っている。更に同三月六日条になると「赴摺持院殿。與壽昌軒宇賀庄御下知事演説也。招正法寺而御下知可渡云々」とあり、梅叔法霖が總持院に於て壽昌軒と宇賀庄代官職について談合を行い、正法寺に將軍家(足利義晴)の御下知を渡すべきを決定している。この頃、大内氏(義隆)は周防・長門・豊前・筑前・安芸・石見・備後国等七ヶ国の守護を兼帯しており、大内家の最盛期を迎えていたが出雲国に対しては天文一一(一五四二)年六月より侵攻を開始し、翌一二年五月には尼子晴久の本拠地である富田城(能義郡広瀬町)の攻略に失敗して退去していた。この様な情勢の中にあつて当該宇賀庄代官職に関しては、出雲国内に於て当時はまだ大内氏と尼子氏の勢力とが鏑を削っていたにも拘わらず、大館氏側が大内氏

に依る出雲国内の鎮定を前提として代官職を望んでいたことは明らかであり、その為にはここでは殊更に「大内雜掌」とは記されていないが、正法寺に対して大内義隆への取り次ぎを依頼したのである。恐らく宇賀荘は、幕府の御料所であつたのであろう。

又、それに付随して京都より大内氏等に対する書状等の文書の取り次ぎをも正法寺は行つたのである。同記同三月二日条には「正法寺來四日下向。書狀共書之。大内殿・凌雲寺二通・觀音寺・杉民部入道。正法寺公文仁體事。風呂料事。宇賀庄事也。風呂料事。自住持廉叔和尚。杉民・有書狀來矣」とあって、梅叔法霖が三月四日(実際には六日以降)に周防国へ下向する正法寺に対して託す書状等を作成している。その内訳は大内義隆、大内義興の開基であるとされる凌雲寺へ二通、觀音寺(大内持盛菩提寺の觀音寺か)、大内氏奉行人の杉民部入道興重等大内氏やその被官・関係寺院であり、内容としては正法寺自身の住持の人選の事風呂料の事、前記出雲宇賀荘の事等であつた。更に相国寺住持の廉叔和尚(承泉)よりも杉興重に対する書状があり、それを正法寺に委託している。この様に、正法寺は大内氏等に対して文書の伝進を行つていたが、ここで見る限り前述した松雪軒の如く文書の作成段階に迄は関与していなかつた模様であり、単に周防下向の序でに文書を持参していた様である。又正法寺に依る使者という点で、同記天文一三(一五四四)年三月一日条では「正法寺與棟兄同途來。持二百錢來。溫麵・昆若吸物勸酒。途中三鹿苑來過。同侑湯。正法寺仁剃刀一雙與之」の様に、正法寺が棟兄なる人物と梅叔法霖の許に同道するという件がある。棟兄が如何なる人物かは分からないが、周防国より上洛して來た僧侶、若

しくは京都にあった大内氏関係の僧侶である可能性もあり、同道することに依つて何らかの交渉を行ったのかもしれない。

最後に、正法寺に依る三つ目の活動としては日明貿易に関するものが指摘できる。先ず、『入明諸要例』所収の「第十二及十六年入明注文要例正使新置和尙正使策彦」(二)至大唐「御進物別幅分」には「御屏風金三雙事」として「天文十年十一月三日狩野大炊助被仰付之。御一通案文在之。隆滿・武任・弘成御裏封之。前正法寺慶喚至京都。爲御使僧參上之時被詠之。天文拾二之六に至。山口到來了」と見える。これは最後の勘合船貿易となる大内船四隻に、策彦周良(正使)や慈光院寿文(副使)等の使節が乘坐した天文一六(一五四七)年五月出發の遣明船に持参させる明王朝への進貢品の内、金屏風三双の調達を狩野大炊助に命じたものであり、冒頭部にある天文十(一五四一)年十一月三日という日付は大内氏奉行人陶隆滿(持長か)・相良武任・弘成等三名が、裏判を居えた奉書の案文に記されていたものである。ここで初めて正法寺の具体的な僧侶の名前を知ることができる。正法寺慶喚は大内氏の使僧として上洛しこの金屏風を調製したのであり、それは天文一二(一五四三)年六月に山口へ運ばれて来たというのである。正法寺慶喚は進貢物の調達と共に幕府等への使僧として上洛し、遣明船に関わる折衝を行っていたものと考えられる。

次に小早川家文書所収の正法寺宛慈光院寿文・平井高数連署状案を見てみよう。

兩人(1)互御狀旨、少弼(2)拜見被申候、
一就 御下知之儀、(聖護院門跡道増カ) 聖門様、海老備、杉民、互少弼書狀、壽文罷

下、則差上申候つる、

一不及其儀、御下知卅二通被相調、於 聖門様御請取旨、尤目

出候、御文言御宛所等、御案文被差下候、申聞候、少弼一段

祝着被申候、貴寺御下向處ニ、聖門様へ御返事被申候、可有御披露候、

一御下知之儀、則先以飛脚可有御注進旨、可然候、今度少弼壽

文被上、別而申沙汰馳走之旨、可被仰下候、聖門様御入魂

旨をも可有御申候、

一雲州、御祈所并諸奉公衆知行方之事、御狀旨申聞候、尤候、

幸貴寺可有御下向之由候間、於此方可被申談候、以其旨又

上意、立可被申上候、彌御馳走肝要候、

一渡唐船之儀、先日從 御本所様被差上候御内書御判形御本文、

遣拜見被申候、能々分別候へてハ、風と不可有言上、少弼覺

悟候、此御判形飯尾和州所持之由、先日御物語語候つる、御所

望候て、必々可有御下候、御判形之寫者到來候へ共、無實書

拜見候、此御判少之間、御沙汰候つると相見申候間、御類判

多ハ無之歟、此段者御下向之時、談合可被申由候間、只今者

不能巨細候、

一貴寺御下向、八日九日之由、心得申候、其方次第二候、恐々

謹言、

(2) (天文十六年カ)

二月五日

平井加賀守 高數

(4) 正法寺

(5) 御返報

慈光院 壽文

右の連署状案は正法寺の京都に於ける交流関係を知る上でも興味深いものである。先ず、当該文書の年次比定であるが、『大日本古文書』(波線①)では天文一六(一五四七)年カとしている。しかし四条目の出雲国内に存在していたとする御料所や奉公衆等の知行方に關する記述(波線②)は、先程正法寺に依る二つ目の役割の項に於て指摘した『鹿苑日録』天文一二(一五四三年)二月二十八日条・同三月二日条・同三月六日条に対応するものであると考えられる。又、正法寺の周防国への下向に關しての記述(波線③・④・⑤)も『鹿苑日録』の同三月二日条に対応し、本書状案の日付(波線⑥)が二月五日であつて正法寺の下向が八日若しくは九日であるとしている(波線⑦)が、これも何らかの理由で下向が一月遅れて三月に入つていたとしても不思議ではない。仍つて、本連署状案は天文一六年ではなく天文一二年のものであると推定される。⁽⁵³⁾ところで本書状案は冒頭にある様に兩人(波線⑧)、つまり本状の発給者である平井加賀守高数(波線⑨)と慈光院寿文(波線⑩)へ宛てられた正法寺よりの書信の趣意を近江国の守護佐々木六角弾正少弼定頼(波線⑪)が一見したことを示しており、それに対する正法寺(波線⑫)への返札(波線⑬)という性格の文書である。定頼の娘の一人は細川晴元の室となつており、又定頼は將軍足利義晴が近江国に退去した際にもこれを支援していた。更に定頼自身に關しては、家督であつた兄近江守氏綱に代わり家督に就任する迄は相国寺慈照院で僧侶をしており、吉侍者と稱していた。この様に定頼は幕府や、若年ながら京都御林とも深い関係があつた。本連署状案の発給者である平井氏であるが、佐々木氏の一族左衛門尉師綱を祖とする平井氏であると思われ、師

綱の曾祖父高信より派生した越中・朽木・永田・平井・能登・横山・田中の諸氏を「高島七頭」と稱し、戦国期を通じて近江国湖西の高島郡内に割拠していた。又、慈光院であるが、小葉田淳氏に依ると「佐々木氏の昵近者で屢々随伴して入京し五山僧徒とも往來してゐる」⁽⁵⁴⁾人物であつたという。本書状案は六条より成り、先ず最初の三条は内容については不詳であるが將軍家(足利義晴)よりの「御下知」(波線⑬・⑭・⑮)に關しての記述となつてゐる。一条目では大内氏奉行人の杉與重(波線⑯)等三名に対する六角定頼からの書状を慈光院寿文が直接夫々に伝達したことを記し、三条目では正法寺が即刻飛脚を用いてその件に關し分国へ注進を行ったとしている(波線⑰)。正法寺は大内氏に対して將軍家の意向を伝達してゐるのである。又、四条目であるが波線部⑱の如く平井・慈光院方で相談されたことが上意に達せられてゐること、或は波線部⑲に見える様に「御祈所」と「諸奉公衆知行方」とが併記されてゐること等からも、「御祈所」(波線⑲)が室町幕府のそれを指していることが考えられる。⁽⁵⁶⁾そしてここで問題とすべき五条目であるが、ここでは「渡唐船之儀」(波線⑳)、つまり遣明船派遣に關することが記されてゐる。具体的な詳しい内容については得るところが無いが、御本所様(波線㉑)、つまり大内義隆より將軍家発給の御内書の正文を相副えて六角定頼に何か將軍家への口添えを依頼したものと考えられ、將軍家の御判形とその御類判とを巡つて何か問題となつてゐる様であり、小葉田淳氏は正法寺慶喚が大内氏に対して持ち帰つた国書に關連したことであろうと推定されてゐる。⁽⁵⁷⁾この様に正法寺は細川氏とも縁戚關係にあつた六角氏やその關係者を媒介として、大内氏に關わる

日明貿易や相論等についての案件の処理に当たっていた。

さて最後に、「妙智院文書」所収の大内義隆書状(正法寺の終見)を見てみよう。

來春御船渡唐必定候、早々可令下向給候、於趣者正法寺可申候、

恐々謹言

(天文十五年乙)

十一月十五日

義隆

妙智院文書

「妙智院文書」には入明に関して大内氏より妙智院へ宛てられた書状が四通あるが、当該書状は策彦周良の再度入明、つまり天文一六(一五四七)年五月派遣の遣明船に関しての二通の内の一つであると考えられている。又正法寺の初見が現段階では天文九(一五四〇)年であると見られることから、「來春御船渡唐」が天文一六年の遣明船を指すものであると考えられる。内容については触れる迄も無いことであるが、大内義隆が妙智院文書、つまり今回の遣明正使である策彦周良に一刻も早く下向する様を請しているというものである。そしてこの時も正法寺が在京して詳細については同人が説明するであろう、と記している。これより先、同年(天文一五(一五四六)年)十月二十六日付の妙智院宛義隆書状(天文一六年遣明船に関する残りの一通)でも策彦に対して年内の下向を要請していたが、二十日経過しても音沙汰が無かった為に再度の要請となつたのであろう。この十月二十六日付の書状では詳細に関しては安房守、つまり大内氏奉行人の陶持長(隆満か)が上洛して説明すると記しているが、それでも策彦が下向しなかった為に義隆は雜僧侶の正法寺を派遣したのであろう。この様に正法寺は日明貿易に関しては松雪

軒の如く自ら遣明船の土官となって入明することは無かったが、常に京都にあつて進貢品の調達・国書の伝達・遣明使節や幕府との折衝等、大内氏の立場から見て勘合船派遣に関する非常に重要な役割を果たしていた。

以上見て来た様に、大内雜掌としての正法寺自体を現在特定することは困難であるが、その活動のパターンを見てみると、先ず大内氏の意向を帯びて上洛し相論の場に於て同氏の立場を代弁し、且つ同氏方に有利な状況を構築して結果的に勝訴に持ち込むといった政治的交渉・工作が指摘できた。而も本稿に於てその具体的な事例として呈示した豊前国の羅漢寺住持職を巡る相論の様に、在俗の雜掌では中々対応し切れない宗教関係の係争に於て、禪宗僧侶としてのその身分や学識を利用して折衝に当たっていたことは容易に想像される場所である。二つ目の活動として使者、或はそれに関連して文書の取り次ぎ役を見出すことができた。特に文書の伝進役については、伝達のみで作成段階には携わっていなかった様であった。更に三つ目の活動として日明貿易に関することが指摘できた。前述した松雪軒との大きな相違は正法寺自身が遣明船に乗坐しなかったことであるが、その他の入明に関しての諸役は大旨松雪軒の路線の踏襲に終わっている。最後に史料上の活動期間であるが、本文中でも掲載し終見と思われていた(天文一六(一五四七)年カ)二月五日付の慈光院・平井連署状案を天文一二(一五四三)年と比定したので、やはり本文中掲載の(天文一五(一五四六)年カ)十一月十五日付大内義隆書状を以て終見とし、従つて正法寺の史料上に於ける活動期間は約六年半程となる。

(3) その他の事例

先ず『言継卿記』天文一九(一五五〇)年十月十三日条には「大内雑掌丹首座等來、及數盃失正體歸宅、不可說不可說」、同十一月一日条では「大内雑掌端首座來、(中略)一盃有之」と記し、大内雑掌である端首座が山科言繼の許へやって来るという記事が見られる。

『鹿苑日録』天文一九年七月十六日条にも「築紫之端首座」が鹿苑院主梅叔法霖の許に來臨するという件があるが、これも言繼の許へ祇候した端首座と同一人物であるかもしれない。その他『鹿苑日録』には天文一八(一五四九)年一月十日条と翌一九年九月三日条にも「端首座」の記載があるが、これが同一人物かどうかは不明である。

次に常任の雑掌僧に対して、臨時に設置・派遣された使者僧であるが、『実隆公記』享祿四(一五三一)年後五月十一日条には「大内使僧梅福院來、杉原十帖・燒香一包五兩、持來、對面勸一盃、同二十三日条にも「梅福院美濃帗十帖・扇一本遣之」とあって、大内氏使僧の梅福院が三条西実隆の許にやって来ていることが分かる。この梅福院についてはその詳細なことが分からないが、『策彦和尚初渡集』(62)下之下の大明嘉靖二十年(日本・天文一〇(一五四一)年)九月十六日条では「且又預示可陽岩國梅福院之由」と記し、初度の入明より帰還した策彦周良が大内義隆より岩国にあった梅福院を与えられることが使者陶安房守等より示されている。又、翌十月十一日条には「領梅福院御奉書。陶安房守・龍崎右衛門尉書出。今日。桂侍者上」とあり、この日に周良が御奉書を伝達されたのであるが、実際には周良が梅福院に住することは無かったであろうと牧田諦亮氏は指摘さ

れている。(63)『鹿苑日録』天文六(一五三七)年十一月二十五日条にも

「自梅福院書狀并胡椒兩來」とあって、梅福院が鹿苑院主の許に書狀と品物とを送っていることが記されているが、これが大内氏使僧の梅福院に該当するのかわどうかは明らかではない。『言継卿記』天文一七(一五四八)年六月四日条に「次入江殿に參、(中略)防州使寶積院伯西塔同被參、官機一端、小食籠持參、御盃被下候」として、大内義隆の使者宝積院伯西塔が山科言繼の出向していた入江殿(三時知恩院)に祇候している。又、『滿濟准后日記』(64)に依れば、永享三(一四三一)年八月二十七日には大内新介持盛と刑部少輔持世兄弟各々よりの書狀と各二千疋とを長福寺住持の慈本西堂が、醍醐寺座主・三宝院門跡の滿濟准後の許へ持参している。この時、大内氏の在京雑掌である安富氏が同道している。そして同九月三日条では大内持世・持盛・中務大輔の三人に依る、去る六月二十八日に戦死した大内盛見の跡式を巡る問題に關し、「但大内使者西堂ヲ召寄。此事萬一錯亂之儀モヤト。無心元被思食也。可爲何様哉由。内々可相尋云々」として、三人に依る「國配分事」に危惧の念を抱いていた將軍足利義教の心中を察した滿濟、はこの日雑掌安富氏と使者西堂とを招いて談合を行い、現時点で御判を下されることには留保が必要であるという結果に至り翌四日には滿濟がそのことを室町殿へ申し入れている。更に十月二十七日には持世・持盛両人の使者として周訥西堂が參洛しており、西堂が雑掌安富氏と共にこの日滿濟の許を訪れ、去る二十三日に一色左京大夫教親の宿所に於て新介持盛に対する長門国以下安堵御判と共に拝領した刑部少輔持世の物領職御判を、明日雑掌安富氏の子息を以って分国に伝達する予定であることを滿濟

に報じている。又、翌永享四(一四三二)年四月四日条には「大内雑掌安富掃部參申。自大内刑部少輔方。使者僧王書記同道。一昨日參洛云々」とあり、大内氏の在京雑掌であった安富掃部助(定範か)が二日に上洛して来た大内刑部少輔持世方の使者僧王書記を同道し、醍醐寺三宝院門跡の満濟准後の許に参じて大内持世・持盛兄弟に依る家督を巡る争いに関して、分国の情勢を報じているのである。その他、持世に対する官途の事と没落した大内新介持盛の知行分であった石見国二万郡(邇摩郡)・長門国・安芸国東西条について持世方に御判を給わりたいということも併せて申し出た。次いで同記同七月二十二日条に「自大内修理大夫方狀到來。使者慈本西堂也。雜掌安富掃部同道之。三千足進之云々」とあって、大内修理大夫持世より満濟准后への書狀を長福寺住持の慈本西堂が持參し、やはり安富氏が同道しているのである。そして次に、永享初年に發生した大内氏と大友・少弐・菊池氏との間の争いに対して奔走した諸僧の活動について略述する。『満濟准后日記』に依れば永享三(一四三二)年二月二十七日に筑前国を巡る大内盛見と大友持直・少弐満貞・菊池兼朝等との合戦に關し、幕府は和睦を命じ有雲和尚・齋西堂の上使二人を選任した。又同日、大内方よりの注進狀を慶円法眼眼が三宝院満濟の許へ持參している。同五月十三日になると、大内左京大夫入道盛見の使者として周訥西堂が同十日に共に上洛した先の上使二人と共に、満濟を訪問して早々の上使下向を謝し前日の同十二日には將軍足利義教とも面会して幕府の処置に感謝の意を表明していた。同十八日には、周訥西堂が下向するのに先立ち満濟は大内氏への返報を彼に託して西堂の參洛と國の時儀の報告とを謝し、三宝院より

大内氏への使者派遣のことを西堂に申し入れたが、西堂はこれを固辭した。さてこの他、名前は分からないが『実隆公記』享祿二(一五二九)年正月二十一日条では大内雑掌僧が三条西実隆の許を訪れているし、又宗教界に關しては、『證如上人日記』天文五(一五三六)年十二月二十四日条で大内氏の使僧が本願寺第十世の證如上人の許に至り、大内氏よりの書狀等を伝えた上で次回の遣明船に積込む明国への進貢物の内、瑪瑙瑪瑙を所望している。

この様に使者僧の所見を見ると、活動期間も一年以下のものが殆どである。その特徴としては、儀礼的な派遣や紛争に關して派遣される場合が多く、特に後者に於ては上洛した使者僧と在京雑掌とが連携して行動することが多い。それは、問題解決に向けての大内氏・室町幕府双方よりの要請でもあったと言える。

おわりに

以上本稿では大内氏の雑掌僧の中にあつて、夫々前期・後期を代表する二つの事例を中心として検証を試みた。見て来た如く、松雪軒・正法寺共に大内雑掌としてのその活動内容には指したる相違は存在しなかった。しかし、冒頭でも述べた様に当該期に於ける地方政権の「公儀制」成立という観点からするとこの二例に見られた水面下での様々な折衝、そうした地味にさえ見える彼らの行動は実は分国と中央の政権とを直結する唯一の手段であったという点では國法的秩序や主従制の確立、経済・商業・交通の統制といった大名権力の「公儀化」を達成する種々の構成要因の一つに加え得る程のものであった。それは換言すれば室町幕府がその支配力を弱体化させ

であった信濃国伊那郡の臨濟宗曇秀山開善寺住持となり、寛正元(一四六〇)年八月に建仁寺の第百九十一世の住持に就任した。晩年は、知久氏創建の法全寺に住したという。猶、『長野県史』通史編・第三卷・中世二(長野県五二〇)五二七頁参照。

(12) 昭和一六年、刀江書院発行。

(13) 『戊子入明記』所収。猶、「禮部」とは尚書省の六部の一つで禮儀・祭祀等を司る。

(14) 『大日本古記録』(岩波書店)。

(15) 『増補史料大成』第十十二卷。

(16) 富田正弘氏は、足利義満が日明貿易に於て日本国王として明国皇帝の冊封体制に取り込まれたのは、公家・武家・法界に対する諸支配権を統合した室町殿に、日本の天皇以上のものからの権威付けが必要であったからであるとし、更に天皇の非権力的な国家権能を明国皇帝の権威に依つて相対的に減殺する為であったとも指摘されている(同氏前掲論文)。

(17) 『戊子入明記』に依れば、「御馬」は京極氏の他、三職で各々一疋、山名氏二疋、一色氏・土岐氏・細川氏・六角氏・畠山氏が夫々一疋を献納している。

(18) 田中健夫氏「勘合符・勘合印・勘合貿易」(『日本歴史』第三九二二号所収)に依れば、「勘合」に記入する事柄として、使節の人名、同乗している商客の人名、進貨物件数、乗船者の附搭物件、客商の貨物、船舶の数、船内の人口数等を指摘され(『戊子入明記』に依る)、以上の項目は料紙の印影のある部分の裏を返して記入したのであらうと推定されている。

(19) 『長野県史』通史編・第三卷・中世二、一四九―一五〇頁参照。

(20) 『長野県の地名』日本歴史地名大系 第二〇卷(平凡社)に依れば、船山郷は現在の更埴市の南部、千曲川右岸の一带であるとし、軍略上の要地であつたものと推定している。

(21) 『竹原小早川家系圖』(『大日本古文書』家わけ第十一・小早川家文書之二(東京帝國大學)所収)参照。

(22) 『日本佛教史』第四卷・中世篇之三(岩波書店、三九〇―三九八頁)。

(23) 前掲拙稿(註(6)(二)三二―三三三頁(大内氏在京雜掌等主要所見表)参照。

(24) 『鹿苑日録』(『日用三昧』天文九(一五四〇)年四月二日条では、大徳寺龍福院の梵書記が勸願所に關する大内氏よりの書状を鹿苑院主梅叔法霖の許へ持参し、同五日条では院主法霖が申状を副えて蔭涼軒へ送達して、同軒が披露をしている。二日条では更に玉堂徒弟の龍谷和尚が上洛したとあり、勸願所という特殊な事例ではあるが、雜掌僧に依る大内氏より京都への文書の伝達に關して、大内氏へ大内氏使僧・大徳寺・鹿苑院・蔭涼軒・披露、という一つのルートが見出せる。

(25) 蔭木英雄氏は、既に五山に属さない大徳寺の僧侶が関東使節に任命されることは異例であるとして、ここでの関東使節とは幕府より派遣される諸州使節を指すものではなく、関東よりの使節のことであり、又大徳寺についても京都の大徳寺ではなく、関東の大徳寺であつたかもしれないと述べられている(『蔭涼軒日録』室町禅林とその周辺)。(『しえて』一六八―一七〇頁)。

(26) 号は不二道人。臨濟宗聖一派で靈源性澄の嗣。東福寺内に不二庵を構え、室町將軍の足利義持も帰依した。更に大内義弘は山口の長壽寺に招いている。応永三十一(一四二四)年二月三日寂す。

(27) 『蕪軒日録』(『大日本古記録』文明一八(一四八六)年九月二日条には「子(念)

西至、大明之新話件、空谷集中有接日本全果、字且以別号松泉、二人問答(京徒)

三十三丁許、空谷虎丘寺之前住、出其世像、以示之、又責其来云々」とある。

金子西(明國人であつた東山天潤庵の宗悅書記、文明一五(一四八三)年に遣明船に乗船して入明している)が季弘大叔と明のことについて談話をしているのであるが、その中で、明の祖庭景隆に依る空谷集(三〇卷)の中に「日本全果」の名があり、松泉(雪)と号していたとあつた、というのである。この空谷集はその所在が分かっていない上、景隆自身の没年も確定していない(誕生は、一三九二年で正統八年(日本・嘉吉三(一四四三)年)には五十二才であつた)ので成立の時期等は不明であるが、松雪軒の明國に於ける活

動を示すものとして重要である。猶、『新版 禪學大辭典』(大修館書店)の「空谷・虎邱(虎)」の項参照。

(28) 季弘大叙は文明一六(一四八四)年五月に南禅寺の公帖を受けたが、病氣の為に上洛を果たせないうた。

(29) 『新撰京都叢書』(臨川書店)等参照。

(30) 『扶桑五山記』(臨川書店)一〇六・二〇三頁参照。

(31) 『山口県の地名』(日本歴史地名大系 第三六巻)に依れば、旧周防国内には①曹洞宗三宝山正法院(天和町大字岩田)、②曹洞宗仁明山正法寺(現在には曹洞宗仁業山源久寺に合併されている・山口市大字仁保下郷)、③浄土真宗岩滝山正法寺(山口市大字佐山)の三ヶ寺が存在している。又、大内政弘は文明一(一四七九)年十二月二十日付で治部卿園意に対して長門国厚狭郡にあつた真言宗御室派松岳山正法寺の別当職と寺領とを安堵したが、『大日本史料』第八編之十一(東京帝國大學)八四五頁、後述する様に、大内雑掌正法寺は日明貿易にも関与していたことから、禪宗であつたものと考えられる。

(32) 『本朝高僧傳』卷第三十八『大日本佛教全書』第六十三巻・史伝部二所収。所収。

(33) 『延寶傳燈錄』卷第十七『大日本佛教全書』第六十九巻・史伝部八所収。所収。

(34) 大分県下毛郡本耶馬溪町跡田に現存している曹洞宗の寺院。円龜昭實が開創し、足利尊氏を開基とする。戦国期に至る迄は臨濟宗であつたが、慶長五(一六〇〇)年に曹洞宗へ改宗された。

(35) 『増補續史料大成』第十五〜十七巻

(36) 『武政軌範』引付内談篇『中世法制史料集』第二巻岩波書店所収に依れば、その式日は「二日、七日、十二日、十七日、廿二日、廿七日」とあり、又永正七(一五〇)年十月二十日付の室町幕府追加法三六五「右筆方意見條々」(同書所収)ではその式日を「毎月十日 廿日 晦日三ヶ度」としている。更に「室町家御内書案上制札下文」六四二頁『改史叢書』第二十七冊(すみや書房所収)には、「意見事於公人奉行亭在之毎月十日廿日晦日三ヶ度也」

とある。

(37) 『文安年中御番帳』『群書類従』第二十九輯・雑部(統群書類従完成会所収)に依れば、撰津氏は「評定衆」として記載されている。又、『永享以來御番帳』・「永祿六年諸役人附」(何れも同書所収)には「外様衆」として記されている。その他、撰津氏は地方頭人・神宮頭人等にも任じられていた。

(38) 以上、「奉行衆」・「内談衆」に關しては、『披露事記録』天文八年、『室町幕府引付史料集成』上巻・日本史料選書②(近藤出版社)所収参照。

(39) 『同事記録』『増補續史料大成』第十四巻所収。猶、『室町幕府引付史料集成』上巻にも載録されている。

(40) 笠松宏至氏は、將軍が奉行人の意見状に束縛されること無く自分自身の判断に依つて裁決をすることができた、とする石井良助氏の所論に対し、意見状が將軍の自由な裁断を規制し、束縛する強い拘束力を持った結果として「意見状の結果」判決」という事態に至つたものであると指摘されている(笠松氏『日本中世法史論』第四章・室町幕府訴訟制度「意見」の考察(東京大學出版会))。

(41) 國書刊行會発行。

(42) 統群書類従完成會発行。

(43) 小葉田淳氏・牧田諱亮氏共に、正法寺慶暎が宇賀庄代官職を所望してその斡旋を鹿死院へ依頼したとされているが(小葉田氏前掲書一七七〜一七九頁、牧田氏前掲書下巻八一頁)、それよりは寧ろ代官職を所望したのは大館氏側であつて、或は正法寺を在地の代官に補任しようとしていたのかもしれない。

(44) 応永三十四(一四二七)年に將軍足利義持の夫人竹庭悟公尼に依り開創された。

(45) 『鹿死日録』の中では、正法寺が「大内雑掌」とは記されていない。

(46) 了庵桂悟の開山。宗派等は不明で、後に廃絶した。現在、山口市大字中尾に寺跡がある。

(47) 後に勝音寺、近世には大通院と改称。

(48) 廉叔承泉は、汝雪法叔(雲興野)死去(天文二(一五四二)年十一月二十八日頃か)後、相国寺住持に戻ったのか、或は空谷明応(仏日光国師)開創の常徳院へ退いていたものと思われる。

(49) 大内氏の場合、安富氏の様な在京雜掌が分国より上洛して来る使者・使僧等と同道して対京都交渉を行うという事例が散見する。註(6)参照。

(50) 『大日本佛教全書』第七十一巻・史伝部十所収。

(51) 『小早川家文書 之一』一五〇号『大日本古文書』家わけ第十一所収。

(52) 小葉田淳氏も前掲書に於て本連署状案を取り上げられ、天文二(一五四三年)のものであらうとされている。同書一七八(一八〇頁)参照。

(53) 『滋賀縣史』第二巻・上代(中世)(滋賀縣)三九〇(三九一頁)参照。

(54) 小葉田淳氏前掲書一七八頁。

(55) 森末由美子氏は、室町幕府御料所の具体的支配に於ては、代官として多くは奉公衆が任命されたとし、更に奉公衆が在京を旨とした為に在地に於ても代官を補任することが一般的であると指摘されている(「室町幕府御料所に關する一考察―その経営実態を中心として―」(「室町政權」論集日本歴史(有精堂出版)所収、初出は『史冊』一二号)。

(56) 小葉田淳氏も字賀莊を「或は幕府料所と見るべき」であると指摘されている。同氏前掲書一七九頁。

(57) 小葉田淳氏前掲書一七九頁。

(58) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「妙智院文書 乾」所収。又、『日明勘合貿易史料』五四五頁。

(59) 牧田諦亮氏前掲書下巻二(三二四・八一頁)参照。

(60) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「妙智院文書 乾」所収。又、『日明勘合貿易史料』五四四頁。

(61) 統群書類従完成会発行。

(62) 『策彦入明記の研究』(七)所収。

(63) 『策彦入明記の研究』(下)七六(七七頁)。

(64) 『山口県の地名』日本歴史地名大系、第三六巻に依れば、旧周防国内に

は①蓬萊山宝積院(宝珠山如意寺と合併し宝珠山如法寺となる・光市大字室積村)、②曹洞宗如意山宝積寺(防府市大字久兼)の二ヶ寺が存在している。

(65) 統群書類従完成会発行。
(66) 嘉暦二(一三二七)年に虚菴玄寂に依り開創された、当時臨濟宗の長福寺(現在の功山寺・下関市大字豊浦村)か。

(67) 慶長法眼は同記同年七月五日条に於ても、大内盛見同六月二十八日に筑前国深江で切腹よりの九州安楽寺神興造替えに關する書状を將軍義教へ披露している。

(68) 『石山本願寺日記』上巻(清文堂出版)

(69) 当該期に於て、官位・官職・守護職等を全く持たない大名レベルの封建領主が、殆ど存在しなかった理由を提起しておく。

(70) 富田正弘氏は、戦国大名の存在が究極的には守護補任権を持つ室町殿に依って根拠付けられているとし、律令的天皇の有する官位授与権との対比では、官位は格式を追認するものでしかなく、積極的に大名の地位を保証するものとはなり得ないと指摘されている(同氏前掲論文)。

(71) 大内氏等、その被官人や僧侶が大名の雜掌を務めていたものに関して、拙稿「戦国大名上杉氏の外交について―対朝幕交渉を中心として―」(「柏崎刈羽」第一号)所収(二七―三四頁)の雜掌表を参照されたい。猶、当該表の遺漏もあり、今後課題とすべき以下三つの事例について指摘しておくこととする。

① 光秀首座……

大友氏(義隆)の雜掌。東福寺の僧侶であり、字を蘭甫(圃)という。天文二十四(一五五五)年十月十九日付の鹿死院洪臻(春叔)に依る東福寺入寺の書立(鹿死日録)二十四がある。同寺二百十一世。元龜三(一五七二)年十一月一日に没した。

② 梅仙野靈超……

大鑑派の禪僧で大名の雜掌ではないが、將軍足利義輝・義昭の側近であり、伊予国の河野氏との媒介として主に相互間の文書の取り次ぎ役として幕府

と河野氏とを密接に結び付けていた。『愛媛県史』資料編 古代・中世(愛媛県)では、永禄四(一五六)年(天正三(一五七四)年)にかけての梅仙軒の書状・御内書副状等四〇点余を収録しており、更に義輝・義昭の御内書、上野信孝・量忠の副状、半井瑞等の書状、一色藤長の書状・副状には梅仙軒が「演説」を行うと記しており、彼が幕府と河野通宣や通直との間の取り次ぎ役として定着していたことが分かる。

③ 頼神軒存爽：

伊達氏雑掌。永正一四(一五一七)年より翌一五年にかけて上洛し、伊達次郎(種彦)に対する將軍足利義種よりの一字拝領と左京大夫補任の御礼を行っている。その際の口宣の礼儀料以下の明細を記した「頼神軒存爽算用状」が残存している(「伊達家文書之一」八〇号(大日本古文书)家わけ第三所収)。これに関しては、小林清治氏が「坂東屋富松と奥州大名」(『福大史学』四〇号所収)の中で触れられている。更に坂東屋富松氏自身も伊達氏に関わる広範な交渉を行っていたし、伊達晴宗が奥州探題職に補任された際には文次齋孝阿が幕府と伊達氏との取り次ぎ役を果たしていた(「伊達家文書之一」)。

(72) 註(23)参照。

〔付記〕 本稿は、禅宗地方史調査会の昭和六十三年十二月例会(於・東京大学史料編纂所)、及び学智院大学史学会平成元年度第二回例会に於ける報告を主としてまとめたものである。